明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○無線設備規則の一部を改正する省令（総務四九）　一
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働七四）　四
○農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産四一）　五
○旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令（国土交通四四）　五
〔告　示〕
○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二四九）　六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成二十八年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、厚生年金基金清算結了・清算人退任、企業年金基金設立関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他
会社決算公告

省令

○総務省令第四十九号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年七月十八日

総務大臣　山本　早苗

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
第二節の十二　番組素材中継を行う無線局等の無線設備（番組素材中継を行う無線局の無線設備）	**第二節の十二**　番組素材中継を行う無線局等の無線設備（番組素材中継を行う無線局の無線設備）
第三十七条の二十一　［略］	**第三十七条の二十一**　［同上］
2　番組素材中継を行う無線局のうち移動業務の無線局の無線設備であつて、次の各号に掲げる周波数の電波を使用するものは、当該各号の条件に適合するものでなければならない。	2　［同上］
一　X七W電波一、二四〇MHzを超え一、三〇〇MHz以下、二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下、五・八五GHzを超え五・九二五GHz以下、六・四二五GHzを超え六・五七GHz以下、六・八七GHzを超え七・一二五GHz以下、一〇・二五GHzを超え一〇・四五GHz以下、一〇・五五GHzを超え一〇・六八GHz以下又は一二・九五GHzを超え一三・二五GHz以下の周波数の電波を使用するもの　［イ・ロ　略］	一　［同上］　［イ・ロ　同上］